プロジェクト IFRS 適用課題対応 項目 【審議事項】IFRS 第 16 号「リース」 - 借手の追加借入利子率

本資料の目的

1. 本資料は、2019年6月のIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)会議において議論された、借手の追加借入利子率に関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応(案)の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応(案)についてご意見をいただくことを目的としている。

論点

- 2. IFRS 第 16 号では、借手は、リース負債を現在価値で測定するにあたり、リースの計算利子率を容易に算定できない場合、借手の追加借入利子率を使用するとされている (IFRS 第 16 号第 26 項)。また、当該借手の追加借入利子率は、「借手が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率」(IFRS 第 16 号付録 A 用語の定義)とされている。
- 3. ここで、借入には、一般的に、(a)分割返済借入と(b)一括返済借入があり、分割返済借入の利子率の方が、一括返済借入の利子率よりも高いことがあり、返済条件により利子率が異なる可能性がある。
- 4. この点に関し、リース負債の支払条件 (payment profile) は、通常、(a)分割返済借入と同様であるが、追加借入利子率の算定にあたって、リース負債の支払条件まで反映させるのか、すなわち、IFRS 第 16 号の借手の追加借入利子率の定義における「同様の期間」に「リースの満期(以下では IFRS 第 16 号の文言に合わせて「リース期間」と記載している。)」のみならず、リース負債の支払条件まで反映させるのかが論点になるとし、要望書が提出されている (別紙 2 参照)。
- 5. 要望書では、以下の2つの見解があり、ばらつきが見られるとされている。

見解1:リース期間のみならず、リースの支払条件も反映すべきとの見解

見解2:リース期間のみ反映すれば足りるとの見解

アウトリーチ

6. リースに適用される割引率の決定は、多くの企業に重大な影響を与え得ることを既に把握しており、リース・コミットメントの多くがオペレーティング・リースに関連するが IFRS 第16号の適用が間もないことから関係者のアウトリーチはなされていない。

IASB スタッフの分析及び提案

(IASB スタッフの分析)

- 7. IASB スタッフは、借手は、IFRS 第 16 号の定義に示されているように、リースの契約条件を考慮し、以下の条件を満たす借入に対して支払う利子率を反映して追加借入利子率を算定する必要があるとしている。
 - (1) リース期間と「同様の期間」にわたり、
 - (2) リースに含まれる保証(又は担保)と「同様の保証」を伴って、
 - (3) リースから生じる「使用権資産と同様の価値」を獲得するために必要な額を、
 - (4) リースを行う経済環境と「同様の経済環境」で実施する借入
- 8. IASB スタッフは、IFRS 第 16 号の定義では、追加借入利子率の算定にあたってリース期間を反映することは明確であるが、支払条件を参照することは明示的に要求されていないため、要望書の提出者の問い合わせは定義そのものを超えた、定義の適用における正確さの程度に関する質問であると捉えている。
- 9. IASB スタッフは、IFRS 第 16 号の BC162 項では、以下の(1)及び(2)の内容が記載されており、借手の追加借入利子率には見積りが含まれていること、及び、借手の追加借入利子率の定義を開発する際の IASB の意図が説明されていると考えている。
 - (1) リースの契約条件を考慮して借手の追加借入利子率を定義することが決定されたこと
 - (2) 借手は、追加借入利子率を決定する際に、容易に観察可能なレートを参照することを出発点として、IFRS 第 16 号に定義された追加借入利子率を算定するために必要とされる調整を行うこと
- 10. IASB スタッフは、借手はリースの追加借入利子率を算定する際に、リースの契約条件を考慮し判断を適用するが、その際に容易に観察可能な分割返済借入の利子率を

- しばしば参照するであろうとしている。しかしながら、IASB スタッフは、IFRS 第16号の表現は、これをすべてのケースに求めていないと考えている。
- 11. したがって、IASB スタッフは、本資料第7項に記載した事項に加えて更に追加的に記載する必要がなく、現行の IFRS 第16号における借手の追加借入利子率の定義は、企業がこれを算定するために適切な基礎を与えていると考えている。また、仮に追加的な記載を行う場合、本資料第9項に記載されている借手の追加借入利子率に関する IASB の決定を超えることになるとしている。

(IASB スタッフの提案)

12. IASB スタッフは、IFRS-IC が本件を基準設定アジェンダに追加しないことを提案している。また、IASB スタッフは、IFRS-IC がアジェンダ決定を公表し、借手の追加借入利子率の定義を説明することを提案している(別紙1参照)。

2019 年 6 月の IFRS-IC 会議における議論

- 13. IFRS-IC メンバーの多くは、スタッフの分析及びアジェンダ決定案に同意した。これらのメンバーの中では、IFRS 第 16 号では、追加借入利子率にはリース契約に類似する支払条件の借入金の利子率を反映すべきとは明確に記述されていないが、支払条件を考慮することは明らかであり、原則主義的なアプローチの下では追加的なガイダンスを示す必要はないとの意見が多く聞かれた。これに対して、追加借入利子率の決定にあたって、類似する支払条件を反映すべきことをアジェンダ決定案に記載すべきとの意見も聞かれた。
- 14. 基準設定アジェンダに追加せずアジェンダ決定案を公表することが、賛成多数で議決された。

別紙 1 2019 年 6 月の IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

委員会は、IFRS 第 16 号における借手の追加借入利子率の定義に関して要望を受けた。 要望書は、借手の追加借入利子率が、当該リースと同様の満期とリース料と同様の支払 プロファイルの両方を有する借入金における利率を反映することを要求されるのかど うかを質問していた。

IFRS 第 16 号を適用すると、借手は、リースの計算利子率が容易に決定できない場合のリース負債を測定するにあたって追加借入利子率を使用する(IFRS 第 16 号の第 26 項)。IFRS 第 16 号の付録 A は、借手の追加借入利子率を「借手が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率」と定義している。したがって、借手の追加借入利子率は、審議会が「リースの契約条件を考慮に入れるために」定義したリース固有の利率である(BC162 項)。

追加借入利子率を決定するにあたり、審議会は、BC162 項において、原資産の性質と リースの契約条件に応じて、借手は容易に観察可能な利率を出発点として参照すること ができる場合があると説明した。借手は、そうした観察可能な利率を、IFRS 第 16 号で 定義された追加借入利子率を決定するために必要とされるように修正することとなる。

委員会は、借手の追加借入利子率の定義は、リースの契約条件を考慮して特定のリースについての追加借入利子率を決定し、次のような条件で借入れを行うために支払わなければならないであろう利率を反映する利率を決定することを借手に要求していると考えた。

- a. 当該リース期間と同様の期間にわたり、
- b. 当該リースにおける保証(担保)と同様の保証を付けて、
- c. 当該リースから生じる使用権資産と同様の価値を有する資産を獲得するのに必要な金額を、
- d. 当該リースと同様の経済環境において。

IFRS 第 16 号における借手の追加借入利子率の定義は、リース料と同様の支払プロファイルを有する借入金における利率を反映するように追加借入利子率を決定することを借手に明示的には要求していない。しかし、委員会は、IFRS 第 16 号で定義されている追加借入利子率を決定する際に判断を適用するにあたり、借手は出発点として、当該リースと同様の支払プロファイルを有する借入金についての容易に観察可能な利率を多くの場合に参照する可能性があると考えた。

委員会は、IFRS 第 16 号の諸原則及び要求事項は、借手が追加借入利子率を決定する ための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基 準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

別紙2 要望書

B1. 我々は、要望書を下記に再掲する。その際、本要望書の提出者を特定することとなる詳細を削除した。

(提案されたアジェンダ項目: IFRS 第 16 号における借手の追加借入利子率)

IFRS 第 16 号の付録 A における借手の追加借入利子率の定義における「同様の期間」の文言の適切な解釈について、異なる見解が見られることが知られている。我々は、IFRS-IC に、下記の問題について明確化することを求めている。

(背景)

IFRS 第 16 号第 26 項で要求されているとおり、リースの計算利子率を容易に算定できない場合には、借手は、リース負債の測定のために借手の追加借入利子率を使用する。 IFRS 第 16 号では、追加借入利子率は、「借手が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率」と定義されている。

借入は、一般的に、次のどちらかである。

- 分割返済借入:元本及び利息を、期間にわたり返済する。
- 一括返済借入:利息は借入期間にわたり支払うが、元本は借入の終了時に元本を一 括で返済する。

一括返済借入の利息は、当初の元本が同一で期間も同一の分割返済借入の利息よりも 高いことがある。リース期間にわたって通常のリース料支払を伴うリース負債は、分割 返済借入と類似する。

実務上、追加借入利子率は、債券の利回りのように経済環境及び通貨からのリスク・フリー・レートを出発点として算定される。

(質問)

追加借入利子率は、類似の支払条件及び満期が類似する借入の利子率を反映すべきか。 あるいは、最終の満期がリースと同じである借入の利子率で十分であるか。

<u>見解 1: 追加借入利子率は支払リース料と同様の支払条件と満期の借入の利子率を反</u> 映すべきである

この見解を支持する関係者は、「同様の期間」に、支払リース料の支払条件を含めるべきと考えている。このアプローチを適用すると、フリーレント期間、リース料の増額

のような個々の支払条件を反映することになる。また、リース期間が同じであるが、リース料の支払スケジュールが異なるリースの場合、異なる追加借入利子率を用いることになる。

この見解を支持する関係者は、概ね「同様の期間」に、支払リース料の加重平均返済 満期を用いることもあるとしている。仮に、リース期間が10年で、毎期均等に後払い で返済するリースの場合、加重平均満期は5.5年となる。追加借入利子率は、5.5年の 債券がベースになる。

この見解を支持する他の関係者は、支払条件をより正確に反映し、リース契約の返済 構成に対応したイールド・カーブを利用することもあるとしている。彼らは、個々の返 済キャッシュ・フローごとに適切な率を割り当てるために、イールド・カーブを使用す る。例えば、最初の返済は1年物のイールドを使用して割り引き、2年目の返済は2年 ものイールドを使用して割り引くことになる。

この見解を支持する関係者は、このアプローチが、リースの返済構成と同様の担保付住宅ローンの評価にも利用されていることに留意している。このアプローチは、返済構成を反映し、同等の借入がどのように価格付けされるかを最も正確に反映する。

見解 2: 追加借入利子率は、リースと同一の満期の借入の利子率を反映すれば足りる

この見解を支持する関係者は、IFRS 第 16 号は、あたかも使用権資産と同等の資産を購入するための資金を借り入れたかのように会計処理することを求めているが、返済構成を考慮するガイダンスはない、と考えている。さらに、彼らは、借手は特定のリースがどのように価格付けされたか容易に知ることができないために、追加借入利子率は単純化されたものであることが意図されており、それゆえ、支払条件を考慮することなくリース期間を「同様の期間」として使用することが適切である、と考えている。

例えば、リース期間が 10 年で毎期均等に返済するリースの場合、追加借入利子率は 10 年の債券を参照するであろう。

加えて、基準開発中の2014年4月のIASBスタッフのアジェンダ・ペーパーでは、この見解を支持しているように思われる。

(IFRS-ICに本論点を取り組んでいただきたい理由)

リース負債の計算は、割引率の変動に対して感応度が高い。現在、IFRS 第 16 号が追加借入利子率の定義で参照される「同様の期間」であると定義されたものとしてリース期間を使用することを要求しているのか、あるいは、「同様の期間」が特定の支払条件を参照すべきなのかについて、見解のばらつきが見られる。このばらつきは、大手会計事務所のいくつかの出版物に見解として記載されている。

我々は、IFRS 第16号のわずかな改訂により明確化が提供されうると考えている。

加えて、本論点は、近い将来に完了することが見込まれる IASB のプロジェクトには 関連しない。

これらの理由により、本論点は、IFRS-ICのアジェンダの受付要件を満たしていると考える。

別紙3 関連する IFRS 基準

(IFRS 第 16 号)

- 26 開始日において、借手は、リース負債を同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しなければならない。当該リース料は、リースの計算利子率が容易に算定できる場合には、当該利子率を用いて割り引かなければならない。 当該利子率が容易に算定できない場合には、借手は借手の追加借入利子率を使用しなければならない。
- BC161 リースの計算利子率は、多くの場合には、借手の追加借入利子率と同様となる可能性が高い。これは、両方の率(IFRS 第 16 号で定義されている)が、借手の信用度、リースの長さ、提供された担保の性質及び質、取引が生じる経済環境を考慮に入れているからである。しかし、リースの計算利子率は、一般に、リースの終了時における原資産の残存価値についての貸手の見積りにも影響を受け、税金や貸手しか知らない他の要因(貸手の当初直接コストなど)の影響を受ける場合がある。したがって、IASB は、借手がリースの計算利子率を算定することは、多くのリース(特に、原資産がリースの終了時に多額の残存価値があるもの)について困難となる可能性が高い点に留意した。
- BC162 したがって、IFRS 第 16 号は、リースの計算利子率が容易に算定できる場合には、借手が当該利子率を用いてリース負債を見積ることを要求している。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、借手は借手の追加借入利子率を使用すべきである。この結論に至る際に、IASB は、借手の追加借入利子率をリースの契約条件を考慮に入れて定義することを決定した。IASB は、原資産の性質及びリースの契約条件に応じて、借手は、リースに係る追加借入利子率を算定する際の出発点として容易に観察可能なレートを参照できる場合があることに留意した(例えば、リースする種類の資産を購入するための資金を借り入れるために借手が支払ったレート、又は支払うであろうレート、あるいは、不動産リースに適用する割引率を算定する際の不動産利回り)。ただし、借手は、このような観察可能なレートに、IFRS 第 16 号で定義された追加借入利子率を算定するために必要な修正を行うべきである。

以上